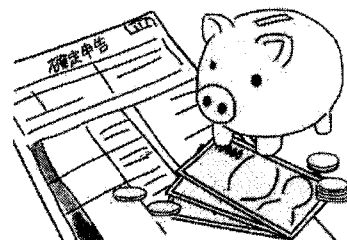


庄原市役所東城支所 発行:総務室
お知らせ **かわらばん** 令和6年2月20日号
次回発送予定 3月4日

総務室 2-5111
市民生活室 2-5121
産業建設室 2-5141
東城教育室 2-5111
FAX(代) 2-5000

各地区役員 様
次のとおり送付いたします。
それぞれ回覧、各戸配布をしていただきますようお願いいたします。



発送文書一覧

回覧	担当課	件 名		発送地区
回覧	社会福祉課	令和6年1月能登半島地震災害義援金についてのお願い	表①	
	高齢者福祉課	庄原市老連広報 第44号	A3	
	農業振興課	農地利用集積促進事業奨励金のご案内	表②	
	商工観光課	国営備北丘陵公園イベントのご案内		
	環境政策課	しょうばら脱炭素地域推進ニュース	裏①	
	都市整備課	市営住宅（公営住宅）入居者募集について		
		市営住宅（特定公共賃貸住宅）入居者募集について		
	生涯学習課	庄原さくらスポーツクラブたより		
	総合体育館	総合体育館だより		
	上野総合公園	庄原市上野総合公園だより		
	西城教育室	ふろむざすいむ		
	時悠館	時悠館市民講座特別企画 帝釈峡の魅力を引き出す研究報告会の開催	裏②	
	東城支所 市民生活室	東城地域子育て通信「たけの子」		
	東城支所 産業建設室	東城まちなみ春まつり 出展・出店募集について	表③	
	図書館東城分館	図書館だより	裏③	

	担当課	件 名		発送地区
回 覧	東 城 中 学 校	学校だより「ひさまつ」		
	東 城 小 学 校	学校だより「五品嶽」	A3	東 小 学 校 城 区
	東 城 交 番	交番・駐在所速報		
各 戸 配 布	環 境 政 策 課	令和6年度版 庄原市ごみ収集カレンダー	冊子	
	議 会 事 務 局	しょうばら市議会だより第78号	冊子	
	西 城 市 民 病 院	西城市民病院だより「すずらん」第51号	A3	
	小 奴 可 の 里 自 治 振 興 区	小奴可の里だより		小 奴 可 地 区
		たたらの里内堀やよいまつりについて		内 堀 自 治 会
	八 幡 自 治 振 興 区	八幡自治振報		八 幡 地 区
	田 森 自 治 振 興 区	田森自治振興区だより		田 森 地 区
		デイホーム再彩会開催のお知らせ		竹 森 自 治 会
	東 城 自 治 振 興 区	「東城自治振興区」の職員を募集します		東 城 地 区
	帝 釈 自 治 振 興 区	帝釈自治振興センターだより		帝 釈 地 区
	久 代 自 治 振 興 区	久代自治振興区だより		久 代 地 区
	新 坂 自 治 振 興 区	新坂自治振興区だより「しんさか」		新 坂 地 区
	庄原市社会福祉協 議会東城地域センター	共に生きる仲間 つばさの会 講演会のお知らせ		





東城地域子育て通信

令和6年2月20日号



たけの子

発行: 庄原市東城子育て支援施設「東城こどもの館」内 東城子育て支援センター 電話・FAX 2-0160
(庄原市役所東城支所 市民生活室 電話 2-5131)



3月

春の足音が聞こえてきました。少し暖かくなってきたので散歩がてら支援センターにあそびにきてくださいね♪
3月は「ひなまつり」や「すくすくうんどうかい」をします。お子さんの成長を願ってみんなで楽しみましょう。

子育て支援センターは里帰り親子や、お孫さんとの利用ができます。お気軽にご利用ください!

日	月	火	水	木	金	土
	支援センター利用時間 あそびにきてね 月～金曜 9:30～12:00 13:00～15:30			2月29日 みんなでおでかけ	1 ひなまつり ティーパーティー	2
3	4	5	6	7	8	9
		みんなであそぼう				
10	11	12	13	14	15	16
	とことこで あそぼう		すくすく うんどうかい			
17	18	19	20	21	22	23
			春分の日	育児ひろば		
24	25	26	27	28	29	30
31						



第17回 子育て川柳・子どもの写真

～作品展示のご案内～

2月16日(金)～3月1日(金)

9:00～17:00 (最終日15:00まで)

＜場所＞ 東城支所 1階ロビー

東城町内各保育所、保育園、こども園、放課後児童クラブ
子育て支援センターの作品を展示しています。子どもたちの
かわいい写真や、ほっこり川柳を見に来てくださいね!



保健師さん行事

3月21日(木) 育児ひろば

10:00～(予約制)

乳幼児を対象に発育測定、育児相談

みんなでおでかけ

2月29日(木) 10:30～
東城支所1階ロビー集合

みんなで子育て川柳・子どもの写真展を
見に行きましょう! その後、消防車も見に行くとよ!



3月1日(金) 10:30～ こどもの館

おひなさまと一緒にかわいい写真を撮りましょう♪
ほっと一息、お茶を飲みながらおひなまつりを楽しもう!

※参加費500円 参加申込み《2月29日(木) 〆切》

みんなであそぼう

3月5日(火)・6日(水) 10:30～
こどもの館

室内遊具でしっかり身体を動かしてあそぼう!
ボールプールやすべり台もあるよ!

参加申込み《3月4日(月) 〆切》



とことこであそぼう

3月11日(月) 10:00～
ほんぽこ山保育園

子育て広場「とことこ」に参加して
親子で楽しい時間を過ごしましょう。

ママだけでもお気軽にご参加くださいね!

参加申込み《3月8日(金) 〆切》

すくすく☆うんどうかい

3月13日(水) 10:30～ こどもの館

赤ちゃんから参加できるかわいいミニ運動会です♪
ふれあいあそびや、はいはいレース、バルーンなど
みんなで一緒にあそびましょう!

参加申込み《3月11日(月) 〆切》

*問い合わせ・申込み先 ➡ 【こどもの館】内 東城子育て支援センター Tel/Fax 2-0160

東城まちなみ春まつり

❁ 出展・出店者を募集しています ❁

東城市街地の賑わいづくりを目的として、夢街道ルネサンス認定される街道東城路（上町～本町～新町～新丁・約600m）を会場に、今年で16回目となる「東城まちなみ春まつり」を開催します。

この春まつりに出展（出店）していただき、イベントを盛り上げていただく方を募集しています。

出展（出店）を希望される方は、申込用紙に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

【出展・出展期間】 令和6年4月6日（土）～4月8日（月）

午前10時～午後4時

【出店場所】 上町～本町～新町～新丁の約600m区間内

出展（出店）場所は、事務局で調整させていただく場合があります。

【募集する出展（出店）内容】

- ・ご自身の趣味やグループで作成した作品の展示
- ・フリーマーケット
- ・飲食の販売 など

【募集締切り】 令和6年2月29日（木）

【お申込み先】 庄原市役所東城支所産業建設室産業振興係

〒729-5121 庄原市東城町川東1175番地

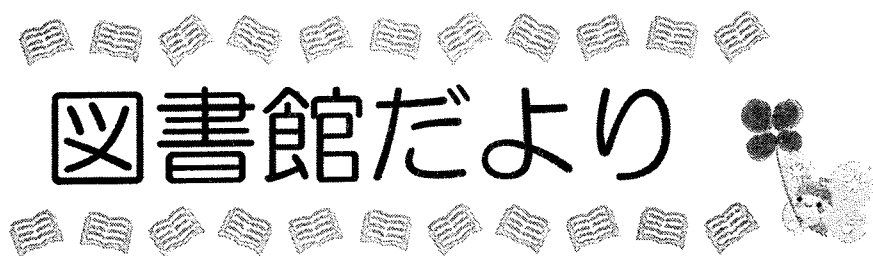
TEL (08477) 2-5008

申込用紙は、庄原市役所東城支所産業建設室または東城まちなか交流施設えびすに備えています



※ 食品を取扱われる場合は、事前に北部保健所の許可を得る必要があります。

※ 申請者が多数の場合は、出展・出店をお断りする場合があります。



図書館だより

令和6年2月20日発行

庄原市立図書館東城分館

〒729-5121 庄原市東城町川東 1188-2

TEL/FAX: 08477-2-5261

開館時間 10時～18時

休館日 月曜日・祝日



おうちに眠っているもう読まない本、
次の読者へ繋げましょう！



東城分館 古本リサイクル

ご家庭で不要になった本や図書館で役目を終えた本をリサイクルします。

小説、絵本、雑誌のバックナンバー、マンガ（単行本のみ）、実用書などなど、「まだ読めるのにもったいないなあ」という本がありましたら、ぜひ図書館へお持ちください。一部、受け付けできない本がありますので、下記の注意事項をお確かめください。

古本の持ち込みについて

受付期間 2月24日(土)～3月12日(火)

持込場所 庄原市立図書館東城分館

【注意事項】

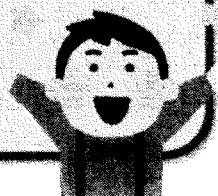
- ★お1人様段ボール箱（100サイズ程度）1箱まででお願いします。
- ★汚れ、破れ、書き込みなどがなく、全てのページが問題なく読める本をお持ちください。
- ★次の本は受付できません。
百科事典、辞書、文学全集、美術全集、週刊誌、マンガ雑誌
参考書・問題集
- ★提供していただいた本は返却しません。

古本のお持ち帰りについて

期 間 3月13日(水)～3月30日(土)

場 所 庄原市立図書館東城分館

- ★本がなくなり次第終了します
- ★お持ち帰りは、お1人様1回15冊まででお願いします。
- ★営利目的の転売はご遠慮ください。



詳細は、庄原市立図書館東城分館へお問い合わせください。

庄原警察署

交番・駐在所速報

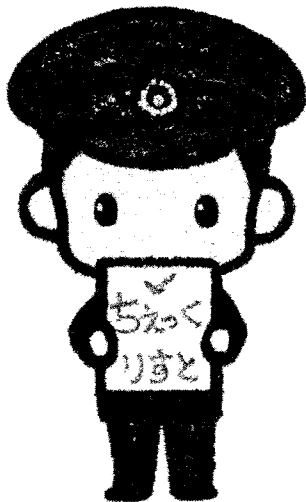
野焼きに注意！

春に向けた田畑の準備で、『野焼き』や『草焼き』をする時季が近づいています。

この時季は、空気が乾燥しているため、周りの草や木に燃え移って「大きな火事になる危険性」が高まります。

できる限り、野焼きをしないようお願いします。

Q.どうしても野焼きをする場合はどうすればいいの？



畑仕事などで野焼きをする場合は、次のルールを必ず守ってください。

1. 風が強い日には焼かない
2. 火が消えるまでそばを離れない
3. 消火に十分な水を近くに準備する

ルールを守ったとしても、他人の敷地や山林、建造物などに火が燃え移ってしまった場合には、

※軽犯罪法違反
※森林法違反
※失火罪

に問われることがあります。

庄原警察署では、野焼きを原因とする火災で、
令和5年 7件
令和4年 6件
の事件を検挙しています。

また、家庭ごみなどを燃やすことも犯罪です。